

**答申第28号**  
**(諮問第44号)**

**答 申**

**第1 審査会の結論**

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成17年3月16日付けで異議申立人に対して行った一部公開決定処分は妥当である。

**第2 異議申立に至る経緯**

**1 公文書の公開請求**

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、実施機関に対し、平成17年3月3日付けで「社会福祉法人〇〇会の平成14年度及び15年度の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第44条第2項の書類（内訳表含む。）並びにこれに関する監事の意見書」を公開請求した。

**2 実施機関の決定**

実施機関は、請求に係る公文書を「社会福祉法人現況報告書（平成15年4月1日現在）及び同（平成16年4月1日現在）」並びに「監事監査報告書（平成15年5月29日付）及び同（平成16年5月21日付）」と特定し、平成17年3月16日付けで「監事監査報告書」については公開決定、「社会福祉法人現況報告書」については次の理由により一部公開決定とした。

(1) 条例第7条第1号に該当

個人の氏名、年齢、職業等が記載されており、特定の個人を識別することができるため

(2) 条例第7条第2号に該当

法人の取引先情報、口座情報等が記載されており、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

**3 異議申立て**

異議申立人は、平成17年5月16日付けで、上記の一部公開決定のうち「社会福祉法人現況報告書（平成16年4月1日現在）」（以下「本件対象公文書」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、大分県知事に対し異議申立てをした。

**第3 異議申立人の主張の要旨**

**1 異議申立ての趣旨**

公開されなかった「平成15年度の予算、決算、差異の項目記載がある経理区分ごとの資金収支計算書」、「平成15年度の本年度決算、前年度決算、増減の項目記載がある経理区分ごとの事業活動収支計算書」及び「平成15年度の経理区分ごとの貸借対照表」の公文書を公開するとの決定を

求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 法第59条に規定する社会福祉法人の所轄庁への届出の具体的事項については同法施行規則（昭和26年省令第28号。以下「規則」という。）第9条に規定しており、同条第3項に「前会計年度末における貸借対照表」、「前会計年度の収支計算書」を添付しなければならないと記載されている。これを、公開しないのは不当である。

(2) 法第44条第2項に規定する社会福祉法人が作成し、事務所に備え置く書類の一部が県に存在し、平成17年3月16日に公開されている事実がある。このように、県へ届出義務があるのは同法第59条の書類であるため、同法第44条第2項の書類が県に存在しないという実施機関の主張は事実と反しており、不当である。

(3) 平成17年3月16日の処分では、規則第9条第1項第2号及び第3号の規定による「平成15年度の主な事業報告及び財産目録」の公文書が公開されなかったため不審に思い、平成17年4月28日に当該公文書を再度公開請求したところ、実施機関は平成17年5月11日にこれを公開した。当初公開されなかった理由が、当該法人が当該公文書の提出を失念し、また実施機関もそのことに気付いていなかったためであるということを知り、不信感を増した。

## 3 その他

本件対象文書の中には、当該法人の原本証明がされているにもかかわらず予算額がすべて0円で記載されている資金収支計算書等、妥当性を欠く公文書が見受けられる。これらについて実施機関は、当該法人に指導を行い正確な書類の提出を求め、再度異議申立人に公開する義務がある。

## 第4 実施機関の主張の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

### 1 本件対象公文書の性格等について

#### (1) 法第44条第2項の規定による法人に備える書類について

社会福祉法人は、毎会計年度終了後2か月以内に「事業報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」及び「収支計算書」を作成し、監事の意見を記載した書面を付して事務所に備え置き、閲覧に供しなければならない。

これらの書類のうち「財産目録」、「貸借対照表」及び「収支計算書」については、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という。）で、その様式も定められている。

#### (2) 法第59条の規定による県に届け出る書類について

社会福祉法人は、規則第9条の規定により、「当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢」、「前会計年度における事業の概要」及び「前会計年度末における主要な財産の所有状況」並びに添付書類として「前会計年度末における貸借対照表」及び「前会計年度の収支計算書」を、毎会計年度終了後3か月以内に所轄庁へ届け出なければな

らない。

これらの書類の様式は、社会福祉法人審査基準（以下「審査基準」という。）に定められている。

### **(3) 本件対象公文書について**

請求のあった公文書は、法第44条第2項の書類であるが、この書類は、同条第4項に基づき法人に備え置くものであり、県に届け出なければならないものではない。しかし、この書類の内容は法人の現況報告を記載したものとなっているため、類似内容が記載された法第59条の県への届出書類を対象公文書として特定した。

そこで、当該法人から提出された審査基準様式5の1面及び2面「社会福祉法人現況報告書」、5面-1「貸借対照表（社会福祉事業）」、6面-1「資金収支計算書（社会福祉事業）」、及び6面-2「事業活動収支計算書（社会福祉事業）」並びに任意に提出された会計基準第1号様式「資金収支計算書」、第2号-2様式「資金収支決算内訳表」、第3号様式「事業活動収支計算書」、第4号様式「事業活動収支内訳表」及び第5号様式「貸借対照表」を公開した。

なお、審査基準様式5の3面「平成15年度の主な事業報告」及び4面「財産目録」については、平成17年4月28日の公文書公開請求により、5月11日に一部公開決定をした。

## **2 異議申立人の異議申立ての理由について**

### **(1) 規則第9条第3項に規定する書類の公開について**

当該法人が提出しなければならない規則第9条第3項に規定する「前会計年度末における貸借対照表」及び「前会計年度の収支計算書」は、審査基準に定める様式5面-1「貸借対照表（社会福祉事業）」、6面-1「資金収支計算書（社会福祉事業）」及び6面-2「事業活動収支計算書（社会福祉事業）」である。これらはいずれも、平成17年3月16日の一部公開決定処分で公開している。

### **(2) 法第44条第2項に規定する書類の存在について**

第4、1、(1)の書類は県への提出義務はないが、本件対象公文書に含まれている当該書類は、第4、1、(2)の届出があった際に当該法人から任意に提出されていたため、公開したものである。したがって、これ以外には存在しない。

### **(3) 当該法人の提出書類の失念について**

「平成15年度の主な事業報告」及び「財産目録」については、平成17年4月28日の公文書公開請求があった際確認をしたところ、届け出なければならない書類であるにもかかわらず提出されていないことが分かった。そこで、早急に当該法人に書類を提出させ、5月11日に一部公開決定処分を行い公開した。

## **第5 審査会の判断**

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえ、異議申立てに係る内容について審議した結果、次のとおり判断した。

なお、異議申立人が提出した意見書によると、実施機関の決定理由説明により、異議申立人が公開の決定を求めた第3、1の公文書が、県に届け出なければならない書類である第4、1、(2)

に該当せず、公文書不存在で非公開としたことは理解している。

## 1 本件対象公文書について

実施機関が本件対象公文書として特定したのは、法第59条の規定により当該法人から提出された審査基準様式5の1面及び2面「社会福祉法人現況報告書」、5面-1「貸借対照表（社会福祉事業）」、6面-1「資金収支計算書（社会福祉事業）」、及び6面-2「事業活動収支計算書（社会福祉事業）」並びに任意に提出された会計基準第1号様式「資金収支計算書」、第2号-2様式「資金収支決算内訳表」、第3号様式「事業活動収支計算書」、第4号様式「事業活動収支内訳表」及び第5号様式「貸借対照表」である。

「社会福祉法人現況報告書」には、当該年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢等、「貸借対照表（社会福祉事業）」には、法人全体の決算額、「資金収支計算書（社会福祉事業）」には、経理区分ごとの決算額、「事業活動収支計算書（社会福祉事業）」には、経理区分ごとの本年度決算額が記載されている。

また、任意に提出された書類である「資金収支計算書」には、法人全体の予算額、決算額、差異の項目のうち決算額のみ、「資金収支決算内訳表」には、経理区分ごとの決算額、「事業活動収支計算書」には、法人全体の本年度決算額、前年度決算額、差異の項目のうち本年度決算額のみ、「事業活動収支内訳表」には、経理区分ごとの本年度決算額、「貸借対照表」には、法人全体の当該年度末の額、前年度末の額、増減額が記載されている。

## 2 本件処分に係る具体的な判断について

### (1) 異議申立人が公開の決定を求める第3、1の書類について

#### ア 資金収支計算書

##### (ア) 異議申立人が公開の決定を求める書類

経理区分ごとに、予算額、決算額、差異額の項目記載があるものを求める。

##### (イ) 法第44条第2項の規定により法人に備える書類

「資金収支計算書」には、法人全体の予算額、決算額、差異の項目が記載される。また、「資金収支内訳表」のうち「資金収支予算内訳表」には、各経理区分ごとの予算額、「資金収支決算内訳表」には、各経理区分ごとの決算額が記載される。

##### (ウ) 法第59条の規定により県に届け出る書類

各経理区分ごとの決算額が記載される。

異議申立人が主張する(ア)は、社会福祉法人が作成しなければならない書類である(イ)及び(ウ)とは異なる。また、(イ)の「資金収支予算内訳表」と「資金収支決算内訳表」を照合することで(ア)の各項目を確認することはできるが、(イ)は県に届け出なければならない書類ではない。当該法人からは、(ウ)及び任意での「資金収支決算内訳表」の提出はあったものの、「資金収支予算内訳表」の提出はない。したがって、異議申立人が主張する(ア)は実施機関が保有せず、また保有しないのは妥当であると認められる。

#### イ 事業活動収支計算書

(ア) 異議申立人が公開の決定を求める書類

経理区分ごとに、本年度決算額、前年度決算額、増減額の項目記載があるものを求める。

(イ) 法第44条第2項の規定により法人に備える書類

「事業活動収支計算書」には、法人全体の本年度決算額、前年度決算額、増減額の項目が記載される。また、「事業活動収支内訳表」には、各経理区分ごとの本年度決算額が記載される。

(ウ) 法第59条の規定により県に届け出る書類

各経理区分ごとの本年度決算額が記載される。

異議申立人が主張する(ア)は、社会福祉法人が作成しなければならない書類である(イ)及び(ウ)とは異なるものであり、実施機関が保有せず、また保有しないのは妥当であると認められる。

#### ウ 貸借対照表

(ア) 異議申立人が公開の決定を求める書類

経理区分ごとの項目記載があるものを求める。

(イ) 法第44条第2項の規定により法人に備える書類

法人全体の当該年度末の額、前年度末の額、増減額の項目が記載される。

(ウ) 法第59条の規定により県に届け出る書類

法人全体の決算額が記載される。

異議申立人が主張する(ア)は、社会福祉法人が作成しなければならない書類である(イ)及び(ウ)とは異なるものであり、実施機関が保有せず、また保有しないのは妥当であると認められる。

なお、ア、イ及びウについての上記項目の比較を図示すると、別表のとおりである。

以上のことから、異議申立人が公開の決定を求める第3、1の書類は、いずれも社会福祉法人が作成しなければならない書類ではなく、実施機関が保有せず、また保有しないのは妥当であると認められる。

#### (2) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、第3、3のとおり主張する。

しかし、当審査会は情報公開条例に基づいて公開の可否について判断するもので、実施機関の当該法人に対する指導方法や提出書類の内容の妥当性等については、これを審査する立場にない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が、本件対象公文書を当該法人から提出された第4、1(3)の書類とし、一部公開したことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 4 附帯意見

当審査会は、情報公開条例に基づき実施機関が行った公文書の公開決定について、その適否を審査することを本務としており、公文書の内容について判断する機関ではないため、上記の結論とした。

しかし、情報公開制度の目的は、県が保有する公文書を公開することにより県民の知る権利を保障するとともに、県の説明責任を果たし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参画を促進することである。本件は、実施機関への届出文書の不十分な点について、適切に処理できていなかったことが一因となった異議申立事案であり、事務処理上の不手際があったと考えられる。

したがって当審査会は、今後実施機関が的確な事務処理を行うことにより、適正な公文書の保有、公開に努めることを期待する。

#### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 5月25日	諮問（平成17年度第2回審査会）
平成17年 8月23日	事案審議（平成17年度第5回審査会）
平成17年 9月28日	答申案検討（平成17年度第6回審査会）
平成17年10月18日	会長専決により答申決定

#### 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
財 津 功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社常務取締役編集局長	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会副会長	

別表

書類の種類	項目		(ア)異議申立人が公開を 求める書類	法人が作成する書類	
				(イ)法人に備 え置く書類	(ウ)県に届 け出る書類
ア 資金収支 計算書 (内訳表を 含む)	経理区分毎	予算額	<input type="checkbox"/>	○	×
		決算額	<input type="checkbox"/>	○	○
		差異額	<input type="checkbox"/>	×	×
	法人全体	予算額	/	○	/
		決算額	/	○	/
		差異額	/	○	/
イ 事業活動収 支計算書 (内訳表を 含む)	経理区分毎	本年度決算額	<input type="checkbox"/>	○	○
		前年度決算額	<input type="checkbox"/>	×	×
		増減額	<input type="checkbox"/>	×	×
	法人全体	本年度決算額	/	○	/
		前年度決算額	/	○	/
		増減額	/	○	/
ウ 貸借対照表	経理区分毎	当該年度末の額	<input type="checkbox"/>	/	/
	法人全体	当該年度末の額	/	○	○
		前年度末の額 増減額	/	○	×

注) □…異議申立人が求める項目 ○…記載の必要がある項目 ×…記載の必要がない項目